

板橋第四小学校危機管理マニュアル

(1) 地域の特徴

本校は、東京都板橋区の東南部に位置し、学区内北部には石神井川が流れている。東武東上線下板橋駅・JR埼京線板橋駅・都営三田線板橋区役所前駅・新板橋駅が学区域にあり、国道17号と首都高速中央環状線が東西に走っており、交通の便が大変良い。旧中山道を中心に歴史ある宿場町が商店街として残っており、古くからの住民が多く住んでいる。昨今の都心回帰の風潮もあり、若い子持ち夫婦を中心に学区域の人口が増えつつある。

(2) 学校、学区の現状

校舎は耐震補強の必要から平成22年から24年にかけて改修工事が行われた。校舎南に国道17号・首都高速中央環状線が通り、登下校する児童のために歩道橋が2基設置されている。学区北部に石神井川が流れている。昨今の学齢人口の増加と学校の施設の限界から、区内近隣学区からの越境入学は現状受け入れていない。学区に隣接する北区滝野川にある東京国際フランス学園と二重に学籍を置く児童が各学年数人ずついる。教職員の状況は以下のとおり。なお、教職員のほとんどが区外からの通勤者である。児童数506人(※令和7年度12月現在)。本校に通う児童の世帯構造としては、核家族世帯が多い。保護者は日中勤務している共働き世帯が多いが、PTA活動への参画に熱心な世帯も多い。代々この地に居住し地元密着した世帯が多く、自主防災組織等の地域活動も活発な地域である。一方で、地域としての高齢化も進んでおり、災害時には要配慮者となる住民も多い。

危機管理の前提となる危機事象など

(1) 地震災害

板橋区地域防災計画によると、本区で発生するおそれのある地震で想定されている被害などは、以下のとおりである。

名称	地震の概要	板橋区の被害想定等
東京湾北部地震	東京湾北部を震源とするマグニチュード(以下「M」)7.3の地震	震度5弱以下の可能性が最も高く、32.8%だが、震度7の可能性もある。 区内の被害想定 (冬の夕刻発生・風速8m/s想定) 建物被害：2403棟 人的被害：死者81人・負傷者2657人
多摩直下地震	多摩地域を震源とするM7.3の地震	震度6弱の可能性が最も高く44.6%。
元禄型関東地震	神奈川県西部を震源とするM8.2の地震	震度6弱の可能性が最も高く48.3%。
立川断層帯地震	多摩地域を震源とするM7.4の地震	震度5強の可能性が最も高く34.7%だが、震度7の可能性も1.3%ある。

(2) 洪水等による浸水被害

板橋区の発行する「板橋区洪水ハザードマップ」によると、集中豪雨ため、石神井川で氾濫が発生した場合には、学区域北部で1～3mの浸水被害の可能性が想定されている。また、学区域南部も下板橋駅周辺から板橋駅周辺にかけて0.1m～1mの浸水被害の可能性が想定されている。



本校周辺の洪水災害危険 出典：板橋区洪水ハザードマップ（令和3年3月発行）

(3) その他、本校で想定される危機事象

危機事象	想定される事態（例）	
生活安全	傷病の発生	熱中症、体育授業中・休憩時間中の頭頸部損傷その他の外傷、階段・窓・遊具等からの転落、急病等による心肺停止等
	犯罪被害	不審者侵入、通学路上の声掛け・盗取、学校への犯罪予告、校内不審物
	食物等アレルギー	学校給食や教材によるアレルギー・アナフィラキシー
	食中毒、異物混入	学校給食による食中毒、学校給食への異物混入等
交通安全	自動車事故	通学路上・校外活動中の自動車事故
	自転車事故	通学路上の自転車事故
災害安全	強風	台風などの強風による飛来物・停電など
	突風、竜巻、雷	突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	豪雪	大雪による交通寸断、停電など
	火災	校内施設からの出火
	火山噴火	富士山の噴火など
その他	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	感染症	新型コロナ、結核、麻しん、新たな感染症等
	大気汚染	光化学オキシダント被害、微小粒子状物質（PM 2.5）
	その他	インターネット上の犯罪被害 等

(6) 避難所等の指定状況

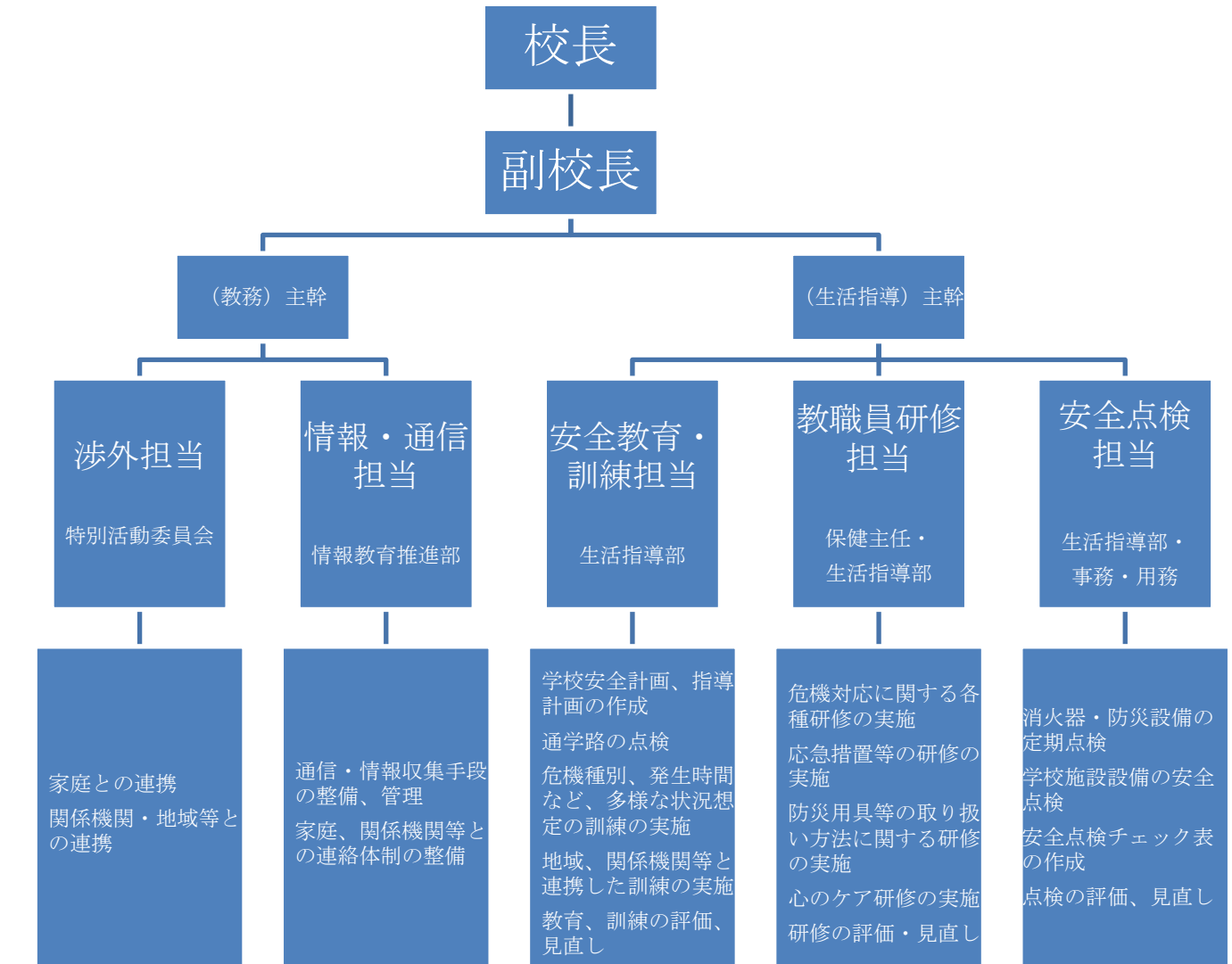
板橋区の「地域防災計画」では、本校は災害時の緊急避難場所・避難所として指定されている。

未然防止のための体制

校長は、学校における危機管理の最高責任者として、日常の安全管理・安全教育を推進するため、校内安全委員会（下図）を設置して危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめる。

副校長、教務担当主幹・生活指導担当主幹は、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進する。事務、養護教諭をはじめとする各教職員についても日常の安全管理・安全教育を担い、全員体制で日々の取組を推進していく。

上記に加え、管理職や学校安全担当者は、職員会議、学年会、校内研修会等の様々な機会をとらえて学校安全に関する話題を取りあげ、日頃から全教職員の危機管理意識の維持高揚を図るよう努める。



点検	点検時期・対象	責任者
定期点検	校内施設・設備 ※毎月実施	生活指導部（安全点検担当）
	校内の避難経路・避難場所 ※每学期実施	
	校地周辺・通学路 ※每学期実施	生活指導部
	校具の耐震性点検 ※年1回実施	事務
臨時点検	学校行事前後（校内施設・設備）	教務主任
	災害時（校内施設・設備）	副校長
日常点検	授業日（通常の授業で使用する施設・設備）	全教職員

不審者侵入対応 …… 授業時、給食時を想定

1 不審者侵入の周知（受付員や教職員が異常を察知した場合）

不審者侵入を察知した時

放送：板橋校長先生 大きな荷物が届いています。〇〇にお越しください。

① 不審者侵入

ア 受付員が異常を察知した場合

受付員が氏名・要件を伺うも回答せず。
防犯ブザーを押し、校長室・職員室・事務室に非常事態を知らせる。
防犯ブザーで異変に気付いた職員が内線**で校内放送を入れる。

イ 教職員が異常を察知した場合

異変に気付いた職員が内線**で校内放送を入れる。

② 全体に周知

「お知らせします。板橋校長先生、大きな荷物が届いています。〇〇にお越しください。」

その後、110番通報（校内電話、携帯電話、学校110番：職員室後方赤いブザーのいずれかを使用）をする。

※不審者を一人にしない。さすまた（できるだけ早く3本を持って参集する）、モップ、ほうきなど、棒状の物を持ち、不審者と距離をとりながら、複数名でついていく。各階の見回りなどは、臨機応変に割り振る。

※さすまた3本→職員室前方窓側1本、職員室前方ネームプレート横1本、事務室1本。

※さすまたなどは後ろ手に持ち、不審者を刺激しないようにする。構えるのは、刃物を出したり暴れ出したりしてからにする。

③ 教室での対応

授業者は、児童を入り口から遠ざけ（窓側）教室を施錠し、ロールカーテンを降ろし、電気を消して教室内にこもる。

※授業者（講師含む）が素早く児童の安全確保に努める。

④ 不審者の動きを制御

不審者の動きを制御したら、棒状の物で手に持った刃物をたたき落とす。ポケットやリュックなどに他の刃物が入っていないか確かめる。

⑤ 警察到着

警察が到着し、不審者が退去して異常がなくなったことを確認し、待機を解除する。（副校長）

放送：「児童のみなさん、要件はすみました。」

⑥ 人数報告

人員報告を行う。（※内線）

*** 登下校時、休み時間、放課後に発生した場合は、**

- ①教職員は、近くにいる児童を呼び寄せて、最寄りの教室等に施錠してこもる。
- ②外看護当番は、校庭にいる児童を一か所に集め、放送による指示を待つ。
- ③内看護当番は①同様、近くにいる児童を呼び寄せて最寄りの教室等に施錠してこもる。
- ④体育館活動中の担当者（主に担任）は、体育館にいる児童とともに体育館内に施錠してこもる。

→放送を受けて、各棟の担当者は、巡回して未避難児童を最寄りの安全な場所に誘導する。

*** 担当者：東棟…事務職員、主事等 中央棟…音楽専科、空きの教員等 西棟…図工専科、空きの教員等**

不審者対応 ①隔離（複数対応）不審者を落ち着かせるような丁寧な対応をする。

- ・ 隔離できる場所へ連れて行く努力をする。
- ・ 所持品（凶器等危険物）の確認の努力
- ・ 不審者との距離の確保（1.5m以上）

2 不審者侵入教室の児童避難

- ・ 教師は児童の前に立ち、不審者と正対して、避難を指示する。
- ・ 不審者から遠いドアを使って、小走りで校庭へ避難させる。
- ・ 不審者を刺激しないように話をするなどして支援を待つ。

3 学校 110 番への通報（折り返しの電話が来た後は、受話器は上げたままにしておく。）

- ・ 異常を察知した教職員は、直ちに「学校 110 番」で通報する。通報後、教育委員会にも連絡する。
- ・ 第一報：「板橋第四小です。不審者〇名侵入。凶器携帯（不携帯）。人質なし（あり）。出動願います。」
- ・ 第二報：「板橋第四小です。不審者侵入により、〇名負傷です。出血多量。救急車の出動を願います。」

1 児童引き渡しの周知

震度5弱以上の揺れがあった場合

緊急放送です。ただ今震度5弱以上の揺れがありました。これより、児童の皆さんは下校します。家の人が教室に迎えに来ますので、帰りの用意をします。先生方は引き渡し名簿を用意して、教室で待機します。

- ・ホームページ担当は、学校ホームページに「児童引き渡し実施」をアップする。(ホームページ担当が速やかに処理できるように補教等つける)
- ・副校長は、板橋区学校等緊急お知らせメールで「児童引き渡し実施」を送信する。(未加入者は担任か副校長が電話連絡をする)
- ・学校HP、板橋区学校等緊急お知らせメールに、ご近所の保護者への伝達を要請する一文を入れる。
- ・校長は、避難所長である板橋一丁目町会平塚会長、PTA会長に「児童引き渡し実施」の電話連絡をする。

2 児童引き渡し準備

- ・担任は、児童に防災頭巾を着用させる。
- ・担任は、出席簿と引き渡し名簿を用意する。
- ・担任以外の教員は、階段・廊下の右側通行の表示を行う。
- ・事務主事・用務主事は、残留児童等を想定して、防災倉庫から必要関連物資を小会議室に移動する。

3 児童引き渡し

- ・担任は、教室で引き渡し名簿と照合して、保護者等に直接引き渡す。(上学年の児童から)
- ・担任以外の教員・事務主事・用務主事は、各階の階段そばで各教室への誘導を行う。

4 残留児童の取り扱い

- ・緊急放送後、1時間を過ぎて残留する児童は小会議室(人数の多い場合は1階職員室最寄りの教室)に移動させる。
- ・保護者等が迎えに来るまで、複数名の教職員が小会議室で残留児童を預かる。

5 あいキッズ、給食調理員について

- ・児童があいキッズ利用前の場合は、あいキッズ職員は、担任以外の教員と同様の仕事をする。あいキッズ利用中の場合は、あいキッズ利用児童は、あいキッズの職員で保護者への引き渡しを行う。学校側に児童がいなければ、教員は、あいキッズの引き渡しを手助けする。
- ・給食調理員は、給食準備中や片付け中は、火の元の安全を第一にする。安全が確保されたら、担任以外の教員や主事と一緒に誘導等を手伝う。

6 教職員の分担

- ・危機管理マニュアルに従って、それぞれの役割を行う。

1 児童を校庭へ避難誘導

校舎内が火元の場合

- ・火災を発見した教職員は、内線電話（150、151）で管理職に状況を報告する。
- ・火災を発見した教職員は、現場近くにいる児童を校庭に退避させる。
- ・火災を発見した教職員と現場近くにいる教職員は、初期消火に当たる。
- ・報告を受けた校長又は副校長は、消防署（119）に通報し、区教育委員会に連絡する。
- ・報告を受けた校長又は副校長は、緊急モードで全校放送する。

緊急放送です。ただ今〇〇より火災が発生しました。××階段は使用できません。（××昇降口は使用できません。）「お・か・し・も・ち」の約束を守り、校庭に避難しなさい。
教室を離れている人は、近くにいる先生と一緒に校庭に避難します。

→緊急放送を受けて、担任及び専科は、児童に防災頭巾等を着用させて、校庭に避難誘導する。

*** 登下校時、休み時間、放課後に発生した場合は、教職員が近くにいる児童を呼び寄せて、校庭に避難誘導する。**

→緊急放送を受けて、各階の担当者は、その階を巡回し、未退避児童を誘導する。

- * 担当者 <東棟> 1F（事務・2年）2F（1・6年・学力向上専門員）3F（3・4年・主事）4F（5年）
<中央棟> 1F（事務・2年）2F（6年）3F（4年・主事）4F（5年・学力向上専門員B）
<西棟> 1F（理科）2F（あいキッズ）3F（図工・少人数）4F（音楽）

※専科指導時は、空き教員が対応する。

→緊急放送を受けて、副校長は、校庭に本部を設置(本部旗)し、人員の確認報告を受ける。

近隣家屋が火元の場合

- ・校長の判断のもと、副校長は、避難指示の放送を入れる。

緊急放送です。ただ今近くの住宅で火災が発生し、燃え広がる恐れがあります。煙が室内に入らないように窓をすべて閉め、「お・か・し・も・ち」の約束を守って□□に避難しなさい。
教室を離れている人は、近くにいる先生と一緒に□□に避難します。

(場合により「××階段、〇〇昇降口は使用できません。」を入れる。)

→緊急放送を受けて、担任及び専科は、児童に防災頭巾等を着用させて、□□に避難誘導する。

*** 登下校時、休み時間、放課後に発生した場合は、教職員が近くにいる児童を呼び寄せて、校庭に避難誘導する。**

→緊急放送を受けて、各階の担当者は、その階を巡回し、未退避児童を誘導する。

- * 担当者 <東棟> 1F（事務・2年）2F（1・6年・学力向上専門員）3F（3・4年・主事）4F（5年）
<中央棟> 1F（事務・2年）2F（2年）3F（4年・主事）4F（5年・学力向上専門員B）
<西棟> 1F（理科）2F（あいキッズ）3F（図工・少人数）4F（音楽）

※専科指導時は、空き教員が対応する。

→緊急放送を受けて、副校長は、□□に本部を設置(本部旗)し、人員の確認報告を受ける。

2 児童引き渡しの周知

- ・ホームページ担当は、学校ホームページに「児童引き渡し実施」をアップする。（ホームページ担当が速やかに処理できるように補教等つける。）
- ・副校長は、板橋区学校等緊急お知らせメールで「児童引き渡し実施」を送信する。（未加入者は担任か副校長が電話連絡をする）
- ・学校HP、板橋区学校等緊急お知らせメールに、ご近所の保護者への伝達を要請する一文を入れる。
- ・校長は、避難所長である板橋一丁目町会平塚会長（R7退任→R8.2.20後任選出予定）、PTA会長に「児童引き渡し実施」の電話連絡をする。

3 児童引き渡し準備

- ・担任は、児童に防災頭巾を着用させる。
- ・担任は、出席簿と引き渡し名簿を用意する。
- ・担任以外の教員は、各階段のそばや廊下で安全な通行の指示を行う。
- ・事務主事・用務主事は、残留児童等を想定して、防災倉庫から必要関連物資を小会議室に移動する。
- ・副校長は、児童の引き渡し以後の予定等を示した手紙を作成し、担任に配布する。

4 児童引き渡し

- ・担任は、教室で引き渡し名簿と照合して、保護者等に直接引き渡す。(上学年の児童から)
- ・担任は、以後の予定等は Chromebook を使用して連絡する。
- ・担任以外の教員・事務主事・用務主事は、各階の階段そばで各教室へ保護者の誘導を行う。

5. 残留児童の取り扱い

- ・緊急放送後、1時間を過ぎて残留する児童は小会議室（人数の多い場合は1階職員室最寄りの教室）に移動させる。
- ・保護者等が迎えに来るまで、複数名の教職員が小会議室で残留児童を預かる。

台風接近時、大雪の対応

1 翌日の登校・下校時間帯に風雨、風雪の強まり、が予測される場合

- ・板橋区立学校・幼稚園における台風等風水害防災行動計画（タイムライン）の「Ⅰ行動計画（タイムライン）」および「Ⅱガイドライン」に従って行動する。
- ・タイムラインが発令されていない場合は、下校時まで副校長は保護者向け手紙を作成し、配布する。
（以下手紙の内容）

登校時

- 定刻どおりの登校や遅れての登校にするかは、保護者の判断とする。
- 遅れての登校の場合は、必ず学校まで送り届ける。
- 遅れての登校の場合は、必ず世話人さんに連絡する。
- 遅れての登校の場合でも、遅刻としない。

下校時

- 下校時刻を遅らせたり早めたりの対応をとる。
- 早く下校した時に、保護者不在とならないように板橋区学校等緊急お知らせメールで在宅を要請する。
- 集団下校の可能性がある。
- 引き取り下校の可能性がある。
- あいキッズの職員と連絡を取り、双方の状況に応じて協力し合う。

2 下校時間帯に急速に風雨、風雪が強まった場合

- ・「保護者への引き渡し下校実施」を「板橋区学校等緊急お知らせメール」に流す。
- ・保護者等の引き渡しを原則とする。
- ・引き取りのない児童は、保護者等の引き取りまで残留児童として預かる。
（人数により、小会議室、1階職員室最寄りの教室）
- ・外部等の電話対応は、副校長、栄養士、事務主事が担当する。
- ・あいキッズの職員と連絡を取り、双方の状況に応じて協力し合う。

Jアラートによるミサイル発射情報の対応

1 児童の避難誘導

- ・Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合、校長又は副校長は、情報を確認し、速やかな避難行動ができるよう全校放送する。

<屋外にいる場合> 校舎内に避難させる。

<屋内にいる場合> 窓から離れる。

★近くにミサイルが落下した場合

<屋外にいる場合> 口と鼻をハンカチ等で覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内又は風上に避難する。

<屋内にいる場合> 換気扇を止め、窓を閉め、（可能なら目張りをして）室内を密閉する。

※二次避難所・・・北園高校（東京都板橋区板橋 4-14-1）

※三次避難所・・・東京家政大学（東京都板橋区加賀 1-18-1）

急病人（熱中症・アナフィラキシー症状含む）・けが人の対応

学校から医療機関へ受診する場合

- ①受診の判断は、校長・副校長がする。
- ②担任は、保護者に連絡して状況を説明し、受診する旨を伝える。医療機関の希望が特になければ、「連携医療機関一覧」の病院へ搬送することを伝える。その際、保険証を持参して医療機関に来てもらい、医療機関で落ち合うようにする。
- ③養護教諭は、主治医又は最寄りの医療機関に連絡する。また、対応について時系列で記録する。
- ④状況により、タクシーを呼び、原則として養護教諭が同行して医療機関に向かう。
- ⑤受診後、養護教諭は、結果が分かり次第、学校に連絡を入れる。検査等で時間がかかる場合は、途中経過を連絡する。
- ⑥受診後、養護教諭は、日本スポーツ振興センターの手続きをする。
- ⑦副校長は、事故の一報を区教育委員会に連絡し、速やかに事故報告書を作成し、区教育委員会に提出する。

救急車を要請する場合

救急車要請基準

- ①意識のない状態が続くとき
- ②ショック状態が続くとき（冷や汗、顔面蒼白、吐き気、意識レベル低い、脈が微弱、血圧の低下）
- ③けいれんが続くとき
- ④激痛が続くとき
- ⑤多量の出血があるとき
- ⑥骨の変形を起こしたとき
- ⑦傷口が大きく開いたとき
- ⑧広範囲の熱傷を受けたとき
- ⑨緊急性の高いアレルギー症状が見られたとき

119番通報 …… 通報者は原則として副校長（不在時は、校長、主幹、空き時間の教員の順。）

- ①学校名 「板橋区立板橋第四小学校」 所在地 「板橋区板橋4-9-13」
- ②負傷者の人数・性別・年齢
- ③発生時刻と場所
- ④症状の状況
- ⑤救急車到着までにしておくこと（応急処置、保護者への連絡、同行者の決定、持っていく物の準備）
- ⑥学校前に案内係が立つ。
- ⑦担任をサポートする体制を整える。

救急車が到着してから

- ①現場までの案内
- ②容体の変化、行った応急手当の報告
- ③医療機関への同行（原則として養護教諭が同行する。必ず携帯電話など連絡手段を持参する。）

連携医療機関一覧

診療科	医療機関名	電話番号	住所
眼科 学校医	古谷 和正 フルヤ眼科クリニック	5 3 7 5 - 4 9 3 0	板橋 1 - 2 2 - 8 古谷ビル 2階
歯科 学校医	岡野 昌治 岡野歯科医院	3 9 6 2 - 8 4 2 8	板橋 1 - 1 2 - 2
内科 学校医	木村 俊介 木村内科クリニック	3 9 6 4 - 1 9 5 5	板橋 4 - 6 - 1
耳鼻科 学校医	中里 秀史 大山中丸クリニック	3 9 5 8 - 3 3 8 7	中丸町 5 1 - 1 0
薬剤師 学校医	北林 昶子	3 9 6 1 - 4 2 7 3	板橋 4 - 2 5 - 1 4
整形外科	仁木医院	3 9 6 1 - 5 9 3 1	板橋 3 - 5 - 3
外科	常盤台外科病院	3 9 6 0 - 7 2 1 1	常盤台 2 - 2 5 - 2 0
耳鼻科	おおの耳鼻咽喉科クリニック	5 3 7 5 - 8 7 3 3	板橋 2 - 6 6 - 1 6 2 6 6 ビル 2階
眼科	沖永眼科	3 9 6 4 - 0 9 2 9	板橋 4 - 4 - 4 - 201
総合病院	日大板橋病院	3 9 7 2 - 8 1 1 1	大谷口上町 3 0 - 1
	帝京大学病院	3 9 6 4 - 1 2 1 1	加賀 2 - 11 - 1
	愛誠病院	3 9 6 1 - 5 3 5 1	加賀 1 - 3 - 1
	豊島病院	5 3 7 5 - 1 2 3 4	栄町 3 3 - 1
	板橋中央総合病院	3 9 6 7 - 1 1 8 1	小豆沢 2 - 1 2 - 7

※新年度前に、学校医の交代がある場合は、変更する。

学校管理下、管理下外における交通事故対応

ア 未然防止・危機発生に備えた対策

1 登下校及び日常における安全確保

- (1) 通学路の安全点検を定期的実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 危険箇所については、児童及び保護者に周知するとともに、必要に応じて関係機関と連携し、改善を図る。
- (3) 交通ルールや通学時の約束について、計画的かつ継続的に指導を行う。
- (4) 地域、保護者、スクールガード等と連携し、登下校時の見守り体制の充実を図る。

2 交通安全教育の充実

- (1) 学年の発達段階に応じた交通安全指導を年間指導計画に位置付け、実施する。
- (2) 横断歩道の安全な渡り方、信号の遵守、飛び出し防止等、基本的な交通ルールを徹底する。
- (3) 自転車の安全な利用やヘルメット着用の重要性について指導する。
- (4) 警察等の関係機関と連携し、交通安全教室を実施する。

3 校外活動時の安全管理

- (1) 校外学習、遠足、社会科見学等の実施前に、移動経路・危険箇所・引率者の役割分担を確認する。
- (2) 交通量の多い場所では、児童の行動を適切に管理し、事故防止に努める。

イ 事故発生時の対応方法

1 初期対応

- (1) 児童の安全確保を最優先とし、負傷の程度に応じて応急処置及び救急要請を行う。
- (2) 二次被害防止のため、現場の安全確保を行う。
- (3) 速やかに管理職へ報告する。

2 その後の対応

- (1) 事故の状況を正確に把握し、必要な対応を継続する。
- (2) 関係児童の安全確認を行い、動揺等への配慮を行う。

ウ 教職員の役割分担(管理職不在の場合の対応を含める)

(1) 校長

交通安全に関する危機管理の総括及び関係機関との連携を行う。

(2) 副校長

事故発生時の指揮及び連絡調整を行う。

(3) 主幹教諭・主任教諭

安全管理体制の整備、職員への周知及び管理職補佐を行う。

(4) 担任及び教職員

日常的な交通安全指導を行うとともに、事故発生時には初期対応及び児童の安全確保に当たる。

(5) 養護教諭

応急処置、健康状態の把握及び心身のケアを行う。

※管理職不在の場合は、主幹教諭・主任教諭が中心となり、連絡・指揮を行う。

エ 保護者への連絡方法

- (1) 事故発生後、速やかに管理職（又は代理者）から当該児童の保護者へ状況を連絡する。
- (2) 連絡に当たっては、事故の概要、児童の状態、今後の対応について簡潔かつ正確に伝える。
- (3) 必要に応じて、来校や医療機関受診について依頼する。

オ 教育委員会への報告

- (1) 事故の内容に応じて、速やかに教育委員会へ報告する。
- (2) 報告には、事故発生日時、場所、状況、児童の様子及び対応の概要を含める。

カ 調査・検証、心のケア、再発防止の取組について

- (1) 事故の状況を記録し、原因の調査・分析を行う。
- (2) 当該児童及び関係児童の心身の状態に配慮し、必要な支援を行う。
- (3) 職員間で情報共有を行い、安全指導や体制の見直しを図る。
- (4) 再発防止策を検討し、今後の教育活動及び安全管理に生かす。